

平成30年2月20日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町20番1号
会 社 名 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
代 表 者 代表執行役社長 グループCEO 鬼頭 弘泰
(コード番号: 7177 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 常務執行役 グループCFO 山本 樹
T E L 03-6221-0183
U R L <https://www.gmofh.com/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年2月20日開催の取締役会において、平成30年3月25日開催予定の第7期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社グループの事業内容の拡大及び今後の多様化に対応するため、現行定款第3条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

2. 定款の内容

別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成30年3月25日
定款変更の効力発生日	平成30年3月25日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) 金融商品取引法に規定された金融商品取引業</p> <p>(2) 商品先物取引法に規定された商品先物取引業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 金融に関するシステム (ハードウェア、ソフトウェア、その他名称の如何を問わず、一定の目的を達成するために作成されるプログラム及びプログラムを備えた媒体を指す。以下、同じ。) の開発、販売及び保守</u></p> <p><u>(4) 金融に関するシステムの運用代行</u></p> <p><u>(5) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p> <p><u>(6) その他適法な一切の事業</u></p> <p>2. 当社は、前項各号に定める事業を営むことができる。</p>	<p>第3条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) 金融商品取引法に規定された金融商品取引業</p> <p>(2) 商品先物取引法に規定された商品先物取引業</p> <p><u>(3) 資金決済に関する法律に規定された仮想通貨交換業</u></p> <p><u>(4) 銀行法に規定された銀行業</u></p> <p><u>(5) 銀行法に規定された銀行代理業</u></p> <p><u>(6) 金融に関するシステム (ハードウェア、ソフトウェア、その他名称の如何を問わず、一定の目的を達成するために作成されるプログラム及びプログラムを備えた媒体を指す。以下、同じ。) の開発、販売及び保守</u></p> <p><u>(7) 金融に関するシステムの運用代行</u></p> <p><u>(8) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p> <p><u>(9) その他適法な一切の事業</u></p> <p>2. 当社は、前項各号 <u>(第4号を除く。)</u> に定める事業を営むことができる。</p>

以 上